

令和元年度介護保険指定事業者集団指導

(千葉県健康福祉部高齢者福祉課)

(介護予防) 短期入所生活介護 介護老人福祉施設

編

日程：令和元年9月11日(水)

会場：青葉の森公園芸術文化ホール

次 第

- 1 開会
- 2 内容
 - I 事業の基準及び届出手続き等について
 - II 指導監査の状況等について
 - III 介護事業者の労務管理について
 - IV 介護労働安定センターの事業について
 - VI 県の人材確保対策について
 - V その他
- 3 閉会

サービス別根拠法令

1 指定基準について

サービス種別	根拠法令
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 通所リハビリテーション、(介護予防) 短期入所療養介護、訪問介護、(介護予防) 訪問入浴介護、通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 特定施設入居者生活介護	○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
介護療養型医療施設	○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
介護医療院	○介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
介護老人福祉施設	○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 介護報酬の算定について

サービス種別	根拠法令
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 通所リハビリテーション、(介護予防) 短期入所療養介護、訪問介護、(介護予防) 訪問入浴介護、通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 特定施設入居者生活介護	○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10 厚生省告示第19号)【30.3.22 厚生労働省告示第78号／30.3.30 厚生労働省告示第180号】 ○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(18.3.14 厚生労働省告示第127号)【30.3.22 厚生労働省告示第78号／30.3.30 厚生労働省告示第180号】
介護療養型医療施設、介護医療院、介護老人福祉施設	○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(12.2.10 厚生省告示第21号)【30.3.22 厚生労働省告示第78号／30.3.30 厚生労働省告示第180号】